

更別村農業委員会議事録

令和6年 第11回 更別村農業委員会定例総会議事録を次のとおり作成する。

令和6年11月21日

更別村農業委員会会長 斗 澤 博 幸

1. 開催状況

(1) 開 会 日 令和6年11月21日（13時30分開会、14時20分閉会）

(2) 場 所 更別村役場 3階中会議室

(3) 出席状況 （出席12名、欠席 0名、遅参 0名）

出欠	席番	職名	氏 名	出欠	席番	職名	氏 名
出席		会長	斗 澤 博 幸	出席	6	委員	藤 澤 典 幸
出席	1	委員	高 橋 秀 範	出席	7	委員	日 光 裕 信
出席	2	委員	本 多 正 芳	出席	8	委員	家 常 直 輝
出席	3	委員	早 坂 正 直	出席	9	委員	田 中 篤
出席	4	委員	細 川 隆 則	出席	10	委員	瀨田川 憲 吾
出席	5	委員	井 上 仰	出席	11	委員	高 橋 英 樹

(4) 議事録署名委員

11番 高橋英樹委員 1番 高橋秀範委員

(5) 出席した職員

農業委員会事務局 事務局長 川上 祐明 農地係長 前田 貴広
村産業課 産業課長補佐 片山 利幸

(6) 議 件

- 報告第1号 農業者年金業務処理状況について
- 報告第2号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について
- 報告第3号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 報告第4号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて（結果報告）
- 議案第1号 現況証明願について
- 議案第2号 更別農業振興地域整備計画の変更について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第18条の規定による合意解約の成立状況確認について

議案第5号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 農用地の利用関係の調整による買入協議の要請について

議案第7号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて

(7) その他

① 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん譲受等候補者名簿の事前確認について

② 南十勝農業委員等研修会について

③ 令和6年度市町村農業者年金協議会代議員等研修会について

④ 令和6年度村づくり懇談会及び懇親会について

⑤ 農業委員会親睦会忘年会について

⑥ 令和6年第12回農業委員会定例総会について

2. 開 会

【事務局長】 皆様お疲れ様です。定刻になりましたので、ただ今から令和6年第11回更別村農業委員会定例総会を開催致します。

本日の出席委員は12名であります。農業委員会会議規則で定めます定数には達しておりますので、定例総会は成立しておりますことを報告致します。

はじめに会長より招集のご挨拶をお願い致します。

3. 会長招集挨拶

【会 長】 農作業は一段落したとはいえ、年末に向かって何かとお忙しい中、定刻までに集まっただき、ありがとうございます。

本日ですが、報告事項4件、議案7件となっております。慎重審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

4. 議事録署名委員の決定

※ 更別村農業委員会会議規則第6条により、会長が議長となり議事を主宰

【議 長】 それでは議事録署名委員を決定させていただきます。11番 高橋英樹委員、1番 高橋秀範委員、それぞれよろしくお願ひ致します。

5. 議件の審議状況

(1) 報告第1号 農業者年金業務処理状況について

【議長】 それでは議件に入らせていただきます。報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明致します。10月定例総会の議案調製以降の農業者年金業務の処理状況を報告するものです。

資格関係です。内容は議案のとおりで、政策支援期間満了ということで、一定の要件を満たす場合に農業者年金の保険料の国からの補助が受けられる、政策支援加入という加入区分の期間が、通算の上限となるの20年となったものと、35歳以上の場合の上限となる10年となったものです。

続いて給付関係です。内容は議案のとおりで、いずれも65歳到達によるものです。

【議長】 ただ今説明がありましたが、ご質問等があればお願いいたします。
(質疑等無)

【議長】 なければ、よろしいでしょうか？
(「はい」の声)

(2) 報告第2号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について

【議長】 それでは次へ進みます。報告第2号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第2号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について説明致します。10月定例総会の議案調製以降、1件の法人から定期報告書の提出がありましたので報告するものです。

内容は議案のとおりで、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件のいずれも要件を満たしていることを確認しております。

【議長】 ただ今説明がありましたが、ご質問等があればお願い致します。
(質疑等無)

【議長】 なければ、よろしいでしょうか？
（「はい」の声）

(3) 報告第3号 農地法第3条の3の規定による届出について

【議長】 それでは次へ進みます。報告第3号、農地法第3条の3の規定による届出について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第3号、農地法第3条の3の規定による届出について説明を致します。10月定例総会の議案調製以降に届出のありました、農地法の規定による農地又は採草放牧地の権利の取得について報告をするものです。

内容は記載のとおりで、権利の取得事由は相続によるものです。

【議長】 ただ今説明がりましたが、ご質問等があればお願い致します。
（質疑等無）

【議長】 なければ、よろしいでしょうか？
（「はい」の声）

(4) 報告第4号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて（結果報告）

【議長】 それでは次へ進みます。報告第4号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて、結果報告お願い致します。

【事務局長】 報告第4号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん、結果報告について説明致します。

10月定例総会以降のあっせん委員会の開催結果を報告するもので、賃貸借5件、売買3件のあっせんが成立した他、所有権の移転調整を1件行っております。

賃貸借1件目、内容は議案のとおりです。

続いて賃貸借2件目、内容は議案のとおりです。

続いて賃貸借3件目、内容は議案のとおりです。

続いて賃貸借4件目、内容は議案のとおりです。

続いて賃貸借5件目、内容は議案のとおりです。

売買 1 件目、内容は議案のとおりです。

売買 2 件目、内容は議案のとおりです。

売買 3 件目、内容は議案のとおりです。

続いて所有権移転調整 1 件目、内容は議案のとおりです。

表の右から 3 列目の「事業名」欄ですが、あっせん委員会で調整の結果、農地中間管理機構の特例事項であります農地売買等事業による買入が必要であると認めたところです。

表の右から 2 列目、申出者に係る手数料ということで、手数料 2%、手数料にかかる消費税を差引した金額が支払われます。

表の一番右の列には売渡予定者が機構へ 5 年間支払う貸付料の年額を載せております。こちらは売渡予定額の 1%となります。

【議長】 ただ今説明がありました。まず賃貸借の 1 件目から 5 件目までについて、あっせん委員長を務められました高橋秀範委員より報告お願い致します。

【高橋秀範委員】 11 月 5 日にあっせん委員会を、私と日光委員、田中委員、本多委員で行いまして、いずれも特に問題なく、無事に成立しました。内容は議案のとおりです。

【議長】 次に、売買 3 件と、所有権移転調整について、あっせん委員長を務められました日光委員より報告お願い致します。

【日光委員】 11 月 5 日にあっせん委員会を、私と田中委員、高橋秀範委員、本多委員で行いました。いずれも特に問題なく、無事に成立しました。内容は議案のとおりです。

【議長】 ただ今報告がありました。この件につきまして、ご意見ご質問等があればお願い致します。

(質疑等無)

【議長】 無いようですので、よろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 以上で報告事項の方は終了させていただきます。

(5) 議案第 1 号 現況証明願について

【議 長】 議案に入ります。議案第 1 号、現況証明願について説明お願い致します。

【事務局】 議案第 1 号、現況証明願について説明致します。

今回 1 件の願出がありましたので、証明してよろしいか審議をお願い致します。

内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。1 頁から 3 頁に願出地の図面を付けております。

現地調査につきましては、担当委員を含む 3 名の委員にお願いをしております。

【議 長】 ただ今説明がありましたが、地区担当の高橋英樹委員の方より報告お願い致します。

【高橋英樹委員】 11 月 18 日に現地を確認してきました。現地は施設用地や住宅用地、通路に活用されているところと、以前から耕作出来ていない、何も使用していないところであり、現状畑としては活用されていません。現況に合わせて地目変更することが妥当と、日光委員と早坂委員とともに意見が一致しております。

【議 長】 ただ今担当委員より報告がありました。これを踏まえて何かご意見ご質問があればお願い致します。

(質疑等無)

【議 長】 なければ、この件について、この内容で証明してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは証明するものと致します。

(6) 議案第 2 号 更別村農業振興地域整備計画の変更について

【議 長】 続いて議案第 2 号、更別村農業振興地域整備計画の変更について説明願います。

【事務局長】 議案第 2 号、更別村農業振興地域整備計画の変更について説明致します。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定に基づきまして、更別村から農業振興地域整備計画の変更に伴う意見を求められましたので、審議をお願い致します。

内容は議案のとおりです。

議案資料をお願い致します。資料は4頁からになります。6頁が変更箇所的位置図です。資料少し飛びまして、8頁に施設の配置図を付けております。

なお、周囲の状況を確認していただくために別紙で航空写真の方も配布をしております。

以上につきまして、変更に対する異議の有無について審議をお願い致します。

なお、本件については、このあと議案第3号で転用許可申請が出て参ります。

【議長】 ただ今事務局から説明がありましたが、この件は議案第3号と関連しませんので、第3号の説明が終わってから併せて審議と致します。

(7) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

【議長】 続いて、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について説明願います。

【事務局長】 それでは引き続きまして議案第3号の説明を致します。農地法第5条の規定による許可申請に対しまして、許可相当としてよろしいか、併せて、更別村が村の農業振興地域整備計画の変更を決定し公告したときは、その時点で許可してよろしいか審議をお願い致します。

内容は議案のとおりです。

議案資料をお願い致します。資料は4頁からになります。まず4頁に申請地の位置図を付けております。

なお、周囲の状況を確認していただくために別紙で航空写真の方も配布をしております。

資料5頁からは許可申請書の写しを付けております。6頁に「3 転用計画」とあり、(1)に「転用目的」、(2)に「転用事由の詳細」が記載されております。

(3)の表には工事期間と各建築物等の面積、その下の4には資金計画が記載されています。

8頁は施設の配置図です。

9頁、10頁には「農地転用許可申請に係る審査表」をつけております。転用許可を行う際は「立地基準」と「一般基準」という二つの基準を満たしているかどうか確認することになっており、どちらか一方でも基準を満たしていないときは転用許可ができないことになっておりますので、要件

を確認くださいますようお願い致します。

9 頁の方ですが、上から 1. 立地基準とあり、(1) の表の上から農用地区域内農地、甲種農地、第 1 種から第 3 種農地までの五つの区分が載っております。その中で農用地区域内農地の該当欄に○を付けております。農用地区域内農地は原則不許可となっておりますが、(2) の上記により判断した理由を記載のとおりとしております。続いて(3) の申請地以外に代替地がないと判断した理由として、記載のとおりとしております。

これらの内容により、立地基準については満たしていると考えております。

次に 10 頁、2 の一般基準に参ります。申請の内容や添付資料などから、(1) 事業実施の確実性、(2) 被害防除措置の妥当性、(3) 一時転用、(4) 更別村農業振興地域整備計画の変更手続、それぞれの確認事項において、可もしくは該当無と判断し、一般基準についても満たしていると考えております。

以上申請内容及び各基準に照らし、転用は問題ないものと考えます。

転用の許可自体は農業振興地域整備計画が変更決定され公告されてからとなりますので、許可に相当するかどうかと、整備計画が変更公告された段階で許可を出してよろしいか、議案第 2 号の農振用途変更の意見と併せて審議をお願い致します。

現地確認につきましては、担当委員をお願いをしております。

【議 長】 それでは現地確認いただいた細川委員の方より報告お願い致します。

【細川委員】 11 月 18 日に現地を確認いたしまして、農家住宅としての敷地面積は必要部分に限られていること、また、既存の施設との連絡等を考慮すると、当該地の転用はやむを得ないものであると考えます。

【議 長】 それでは、少々時間を取りますので。議案と資料の内容の確認をお願いします。その後でご審議いただきたいと思います。

(各委員内容確認)

【議 長】 いかがでしょうか？確認していただけたでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 何かご意見、ご質問等あればお願い致します。

(質疑等無)

【議 長】 なければ、まず議案第 2 号の更別村農業振興地域整備計画の変更について、異議なしで回答してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 続いて、議案第3号の農地法第5条の規定による許可申請について、許可相当としてよろしいか、また、村が農業振興地域整備計画の変更公告を行った場合には、許可してよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは、議案第2号については、異議なしとして回答するものとし、議案第3号については、許可相当とし、併せて村が農業振興地域整備計画の変更公告を行った場合には、許可するものと致します。

(8) 議案第4号 農地法第18条の規定による合意解約の成立状況確認について

【議 長】 それでは次に進みます。議案第4号、農地法第18条の規定による合意解約の成立状況確認について説明お願い致します。

【事 務 局】 議案第4号、農地法第18条の規定による合意解約の成立状況確認について説明致します。賃貸借に係る合意解約をした旨通知がありましたので、成立要件の有無について審査をお願い致します。

1件目、内容は議案のとおりです。

表の一番右「農地法第18条第1項各号該当の有無」の欄ですが、解約成立日が引渡期限前の6ヵ月以内であり、書面による合意を確認しておりますので、農地法第18条第1項第2号の規定に基づく合意解約と認められ、賃貸借の解約が成立していると考えます。

解約後は改めて賃貸借のあっせん申出が出されております。

2件目、内容は議案のとおりです。

表の一番右「農地法第18条第1項各号該当の有無」の欄ですが、解約成立日が引渡期限前の6ヵ月以内であり、書面による合意を確認しておりますので、農地法第18条第1項第2号の規定に基づく合意解約と認められ、賃貸借の解約が成立していると考えます。

解約後は改めて賃貸借のあっせん申出が出されております。

【議 長】 合意解約の説明がありました。まず1件目について、この件について何かご意見、ご質問等あればお願い致します。

(質疑等無)

【議 長】 特になければ、この件につきまして、解約成立ということで承認してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは承認するものと致します。
次に2件目について、この件について何かご意見、ご質問等あればお願い致します。
(質疑等無)

【議長】 特になければ、この件につきまして、解約成立ということで承認してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは承認するものと致します。

(9) 議案第5号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

【議長】 それでは次へ進みます。議案第5号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第5号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明致します。

旧基盤強化法に基づき村より決定を求められた利用権設定等12件の農用地利用集積計画について決定してよいか審議をお願い致します。

賃貸借の1件目、内容は議案のとおりで、報告第4号の賃貸借1件目で報告したものです。

賃貸借の2件目、内容は議案のとおりで、報告第4号の賃貸借2件目で報告したものです。

賃貸借の3件目、内容は議案のとおりで、報告第4号の賃貸借3件目で報告したものです。

賃貸借の4件目、内容は議案のとおりで、報告第4号の賃貸借4件目で報告したものです。

賃貸借の5件目、内容は議案のとおりで、報告第4号の賃貸借5件目で報告したものです。

売買の1件目、内容は議案のとおりで、こちらは先月の定例総会で、あっせん報告と買入協議の要請を審議したものです。

売買の2件目、内容は議案のとおりで、報告第4号の売買1件目で報告したものです。

売買の3件目、内容は議案のとおりで、報告第4号の売買2件目で報告したものです。

売買の4件目、内容は議案のとおりで、報告第4号の売買3件目で報告したものです。

ここからは利用権移転ということで、来年1月1日から後継者へ経営継承を行う方の賃借地の権利を、後継者に移転するものです。

利用権移転の1件目、内容は議案のとおりです。

利用権移転の2件目、内容は議案のとおりです。

利用権移転の3件目、内容は議案のとおりです。

以上、集積計画に登載するためのものであり、旧基盤強化法第18条第3項で規定する各要件であります基本構想への適合、全ての農用地の効率的利用、必要な農作業への常時従事、これらについては満たしていると考えております。

【議 長】 ただ今説明がありました。まず、賃貸借1件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
(質疑等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。
続いて、賃貸借2件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
(質疑等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。
続いて、賃貸借3件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。

ます。

(質疑等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。
続いて、賃貸借4件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
ます。
(質疑等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。
続いて、賃貸借5件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
ます。
(質疑等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。
続いて、売買1件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
ます。
(質疑等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。
続いて、売買2件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
ます。
(質疑等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。
続いて、売買3件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
ます。

(質疑等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。
続いて、売買 4 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
(質疑等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。
続いて、利用権移転の 1 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
(質疑等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。
続いて、利用権移転の 2 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
(質疑等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。
続いて、利用権移転の 3 件目につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。
(質疑等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。

(10) 議案第 6 号 農用地の利用関係の調整による買入協議の要請について

【議長】 それでは次へ進みます。議案第6号、農用地の利用関係の調整による買入協議の要請について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第6号、農用地の利用関係の調整による買入協議の要請について説明致します。

旧基盤強化法第15条第1項の規定に基づく申出に対する農用地の利用関係の調整の結果、農地中間管理機構による買入が特に必要と認め、同法第16条第1項の規定により村長から申出者へ買入協議に係る通知をするよう要請してよろしいか審議をお願い致します。

要請内容は次の頁のとおりです。

なお、こちらは報告第4号の所有権移転調整で報告した箇所です。

【議長】 ただ今事務局から説明がありましたが、この件につきまして何かご意見ご質問等があればお願い致します。
(質疑等無)

【議長】 なければ、このとおり要請することとしてよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは要請するものといたします。

(11) 議案第7号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて

【議長】 それでは次へ進みます。議案第7号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて説明お願い致します。

【事務局長】 議案第7号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて説明致します。
賃貸借4件のあっせんの申出がありましたので審議をお願い致します。

1件目、内容は議案のとおりです。
議案資料をご覧ください。資料11頁に申出地の図面を付けております。

2件目、内容は議案のとおりです。
議案資料をご覧ください。資料12頁に申出地の図面を付けております。

3件目、内容は議案のとおりです。
議案資料をご覧ください。資料13頁に申出地の図面を付けております。

4 件目、内容は議案のとおりです。

議案資料をご覧ください。資料 14 頁に申出地の図面を付けております。

なお、1 件目については従前と変わらない内容となりますので、書類のみで処理してよろしいか併せて審議をお願い致します。

また、2 件目から 4 件目については、いずれも双方の委任状をいただいております。

【議 長】 ただ今説明があったとおり、賃貸借 4 件の農地のあっせんの申出がありました。この件につきまして、あっせんをしてもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議 長】 それでは、あっせんをするものと致します。併せて、1 件目は従前と変わりがないので、書類あっせんという形で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議 長】 それでは、あっせん委員を選ばせていただきます。
1 件目から 4 件目のあっせん委員ですが、本多委員、瀬田川委員、高橋英樹委員、高橋秀範委員。よろしくお願い致します。

あっせん委員会の開催ですが、定例会終了後でよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

以上で議案審議の方は終了となります。

6. その他の協議状況

(1) 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん譲受等候補者名簿の事前確認について

【議 長】 それではその他に移ります。1 番目、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん譲受等候補者名簿の事前確認について、説明お願い致します。

※会長へ全地区、各委員へ担当地区の名簿案を配布。修正箇所等があれば定例総会の 1 週間前までに連絡を依頼。

(2) 南十勝農業委員等研修会について

【議 長】 2 番目、南十勝農業委員等研修会について、説明お願い致します。

※資料を配布。懇親会終了後、親睦会で二次会を開催する。

(3) 令和6年度市町村農業者年金協議会代議員等研修会について

【議 長】 3 番目、令和 6 年度市町村農業者年金協議会代議員等研修会の開催について、説明お願い致します。

※資料を配布。1月16日芽室会場とする。

(4) 令和6年度村づくり懇談会及び懇親会について

【議 長】 4 番目、令和 6 年度村づくり懇談会及び懇親会について、説明お願い致します。

※1 月 24 日（金）午後 3 時の予定。

(5) 農業委員会親睦会忘年会について

【議 長】 5 番目、農業委員会親睦会忘年会について、説明お願い致します。

※案内文を配布。

(6) 令和6年 第12回農業委員会定例総会について

※第 12 回定例総会は、12 月 19 日（木）13 時 30 分に決定する。

7. 閉会挨拶

【会 長】 それでは、忙しい時期に集まっていたき、慎重審議ありがとうございました。お疲れ様です。